

**つくばみらい市第6期障がい福祉計画
及び第2期障がい児福祉計画（案）**

つくばみらい市

～ 目 次 ～

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけと計画期間等	2
第2章	障がい者を取り巻く現状	
1	人口等の状況	5
2	障がいのある人の状況	5
第3章	計画の基本的な考え方	
1	計画の基本理念	9
2	サービス等の体系	11
3	計画の具体的な目標	12
第4章	障がい福祉サービス等の見込量と提供体制の確保	
1	訪問系サービス	19
2	日中活動系サービス	21
3	居住支援・施設系サービス	30
4	相談支援	33
第5章	地域生活支援事業等の見込量と提供体制の確保	
1	地域支援事業（①必須事業）	36
2	地域支援事業（②任意事業）	46
第6章	障害児通所支援等の見込量と提供体制の確保	
1	障害児通所支援	49
2	障害児相談支援	54
第7章	計画の推進体制	
1	連携体制	55
2	計画の推進（点検・評価）	56

「障がい」の表記について

本計画においては、心のバリアフリーを推進するために、「障害者」などの「害」の字の表記について可能な限りひらがなで表記しました。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞については変更せずに、引き続き「害」の字を使っています。

このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。表記の基本的な考え方は、以下のとおりです。

○障害→障がい

○障害者→障がいのある人あるいは障がい者（身体・知的・精神の3障がいを総称するときを使う）とします。（文章のつながりの中で使い分けます）

○身体障害者→身体障がい者（3障がいの中で特定するときを使う）

○知的障害者→知的障がい者（3障がいの中で特定するときを使う）

○精神障害者→精神障がい者（3障がいの中で特定するときを使う）

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、「障害者権利条約」を実現するための近年の障がい者に係る制度改革や障がいのある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成30年度から令和2年度までの3カ年を計画期間とする「つくばみらい市第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画」（以下「前計画」という。）を一体的に策定し、障がい者施策を総合的、計画的に推進してきました。

前計画の策定に先立ち、平成28年5月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の一部を改正する法律」では、障がい者が自らの望む地域生活を実現するための支援の充実や、障がい児支援に対するニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実が規定されており、地域生活支援拠点等の整備とともに、障がい者の高齢化・重度化や親亡き後を見据えた施策展開が求められました。また、平成29年2月には、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けた改革工程が発表され、市町村の福祉行政が新たな局面を迎える中での計画策定でした。

この度、3年に一度の障がい福祉計画・障がい児福祉計画見直しの時期を迎えましたが、令和2年5月には、直近の障がい者保健福祉施策の動向等を踏まえ、前計画策定の基礎となった「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の一部改正が行われました。

そこで、本市においても、前計画期間中における成果目標の達成状況や障がい福祉サービス等の利用実績等を踏まえながら、新しい基本指針に基づく「つくばみらい市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけと計画期間等

(1) 法令等の根拠

本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体として策定するものです。

また、障害者基本法第11条第3項に基づく「つくばみらい市障がい者計画」は、本市の障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な理念や施策の方向性を定める計画として位置づけられます。

「つくばみらい市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」は、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、具体的な数値目標やサービスの提供方法を定める計画として、「つくばみらい市障がい者計画」の実施計画として位置づけられます。

計画名	根拠法令	計画の性格	計画の内容
障がい者計画	障害者基本法 第11条第3項	障がい者福祉施策全般の基本的指針を定める計画	保健, 医療, 福祉, 雇用, 教育, 就労, 啓発・広報など障がい者に関するあらゆる分野の施策について定めるもの
障がい福祉計画	障害者総合支援法第88条第1項	障がい者(児)施策の中のサービス提供などについての具体的な実施計画	障がい福祉サービス, 相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの
障がい児福祉計画	児童福祉法第33条の20第1項		障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの

(2) 計画の位置づけ

策定にあたっては、国の「障害者基本計画」の動向を踏まえるとともに、県の「新しいばらき障害者プラン（茨城県障害者計画・茨城県障害福祉計画・茨城県障害児福祉計画）」とも整合性を図った上で策定します。

また、本市の上位計画である「第2次つくばみらい市総合計画」との整合性を図ります。

さらに、本計画の「第5章 地域生活支援事業等の見込量と提供体制の確保」内の（4）成年後見制度利用支援事業、（5）成年後見制度法人後見支援事業を成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」として位置付けます。

(3) 本計画の対象

本計画の対象者は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者、高次脳機能障がい者を含む。）、難病等患者(※)で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

※難病等患者

障害者総合支援法における難病の定義により、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者（令和元年7月1日現在 対象難病 361疾病）をいいます。

(4) 計画の期間

「つくばみらい市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までを計画期間とします。

国の障がい者福祉政策の見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

計画名	平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
障がい者計画	第3期つくばみらい市障がい者計画 平成29～令和5年度						
				中間評価			
障がい福祉計画	第4期 計画	第5期障がい福祉計画 平成30～令和2年度			第6期障がい福祉計画 令和3～5年度		
障がい児福祉計画		第1期障がい児福祉計画 平成30～令和2年度			第2期障がい児福祉計画 令和3～5年度		

(5) つくばみらい市障がい者支援協議会の実施

障がい者関係団体や各種関係団体の代表、保健・医療・福祉関係者や学識経験者で構成される「つくばみらい市障がい者支援協議会」において、計画内容の協議を行います。

第2章 障がい者を取り巻く現状

1 人口等の状況

(1) 人口の推移

(上段：人 下段：%)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口	49,643	50,506	51,122	51,570	51,662	51,930
年少人口 (0～14歳)	7,100 14.3	7,407 14.7	7,632 14.9	7,815 15.1	7,915 15.3	8,012 15.4
生産年齢人口 (15～64歳)	30,423 61.3	30,533 60.4	30,591 59.9	31,707 61.5	30,328 58.7	30,283 58.3
老年人口 (65歳以上)	12,120 24.4	12,566 24.9	12,899 25.2	12,048 23.4	13,419 26.0	13,635 26.3

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 障がいのある人の状況

(1) 障害者手帳所持者の推移

(単位：人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
身体障害者手帳	1,388	1,377	1,374	1,406	1,397	1,415
療育手帳	260	269	290	303	311	337
精神障害者保健福祉手帳	249	290	297	310	298	320
合計	1,897	1,936	1,961	2,019	2,006	2,072

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

■ 総人口に対する障害者手帳所持者の割合

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口(人)	49,643	50,506	51,122	51,570	51,662	51,930
手帳所持者数(人)	1,897	1,936	1,961	2,019	2,006	2,072
総人口に対する割合(%)	3.8	3.8	3.8	3.9	3.9	4.0

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の等級別推移

(単位：人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
1級	486	482	481	488	492	497
2級	237	230	227	232	220	227
3級	224	217	221	231	234	237
4級	292	295	289	297	297	300
5級	77	76	80	82	81	77
6級	72	77	76	76	73	77
合計	1,388	1,377	1,374	1,406	1,397	1,415

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

■ 身体障がい者の年齢別構成の内訳

(上段：人 下段：%)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
全体	497	227	237	300	77	77	1,415
	35.2	16.0	16.8	21.2	5.4	5.4	100.0
障がい児 (18歳未満)	13	4	6	0	0	1	24
	54.2	16.7	25.0	0.0	0.0	4.1	100.0
障がい者 (18歳以上)	484	223	231	300	77	76	1,391
	34.8	16.0	16.6	21.6	5.5	5.5	100.0

資料：社会福祉課（令和2年4月1日現在）

■ 身体障がい者の障がい部位別推移

(単位：人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
視覚	84	82	81	84	80	83
聴覚・平衡機能	105	117	110	113	116	119
音声・言語・そしゃく機能	7	6	11	13	16	16
肢体不自由	762	741	724	722	702	704
内部障害	430	431	448	474	483	493
計	1,388	1,377	1,374	1,406	1,397	1,415

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

(3) 療育手帳所持者の年齢区分別推移

(単位：人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
0～17歳	59	65	74	83	82	95
18歳以上	201	204	216	220	229	242
計	260	269	290	303	311	337

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

■療育手帳所持者の判定区分別推移

(単位：人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
マルA(最重度)	42	45	45	45	45	49
A(重度)	72	72	72	76	76	79
B(中度)	84	88	95	95	99	104
C(軽度)	62	64	78	87	91	105
計	260	269	290	303	311	337

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

(4) 精神障がい者の等級別推移

(単位：人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
1級(重度)	37	44	38	38	37	35
2級(中度)	148	170	180	188	185	198
3級(軽度)	64	76	79	84	76	87
計	249	290	297	310	298	320

資料：茨城県精神保健福祉センター（各年4月1日現在）

(5) 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

(単位：人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
受給者数	598	628	656	699	687	718

資料：茨城県精神保健福祉センター（各年4月1日現在）

(6) 難病手当受給者の状況

(単位：人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
受給者数	334	364	437	361	351	351

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

(7) 障害支援区分別の認定者数 (単位：人)

	平成29年	令和2年
区分1	8	3
区分2	65	46
区分3	55	49
区分4	43	33
区分5	35	39
区分6	55	45
合計	261	215

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

■ 内訳と推移

(単位：人)

年推移		平成29年 → 令和2年						
障害種別		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	身体+知的	身体+精神	知的+精神	総数
↑ 軽度 重度 ↓	区分1	3→0	5→1	0→2	0→0	0→0	0→0	8→3
	区分2	10→2	11→10	44→34	0→0	0→0	0→0	65→46
	区分3	10→10	16→17	25→19	2→1	1→1	1→1	55→49
	区分4	8→7	23→22	8→3	2→1	0→0	2→0	43→33
	区分5	9→7	24→30	1→2	0→0	0→0	1→0	35→39
	区分6	22→11	18→27	2→0	11→5	0→0	2→2	55→45
合計		62→37	97→107	80→60	15→7	1→1	6→3	261→215

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

国が示す第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の基本指針では以下を基本的理念としています。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者と障がい児本人が必要とするサービスやその他の支援を受けながら自立と社会参加が実現されるよう、自己決定を尊重するとともに、意思決定の支援に配慮します。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施と充実

障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者、高次脳機能障がい者を含む。）、難病等患者とし、一元的にサービスを実施するとともに、さらなる充実に向けた取り組みを推進します。

(3) 入所・入院等からの地域生活への移行、地域定着の支援や就労支援等のサービス提供体制の整備

地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供など、地域の社会資源の開発と活用を図り、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指します。特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障がい福祉サービスが提供される体制を整備する必要があり、例えば日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。その際、次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めます。

- ① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び断続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ② ①の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ③ ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

また、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

(6) 障がい福祉人材の確保【新規】

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいきます。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組【新規】

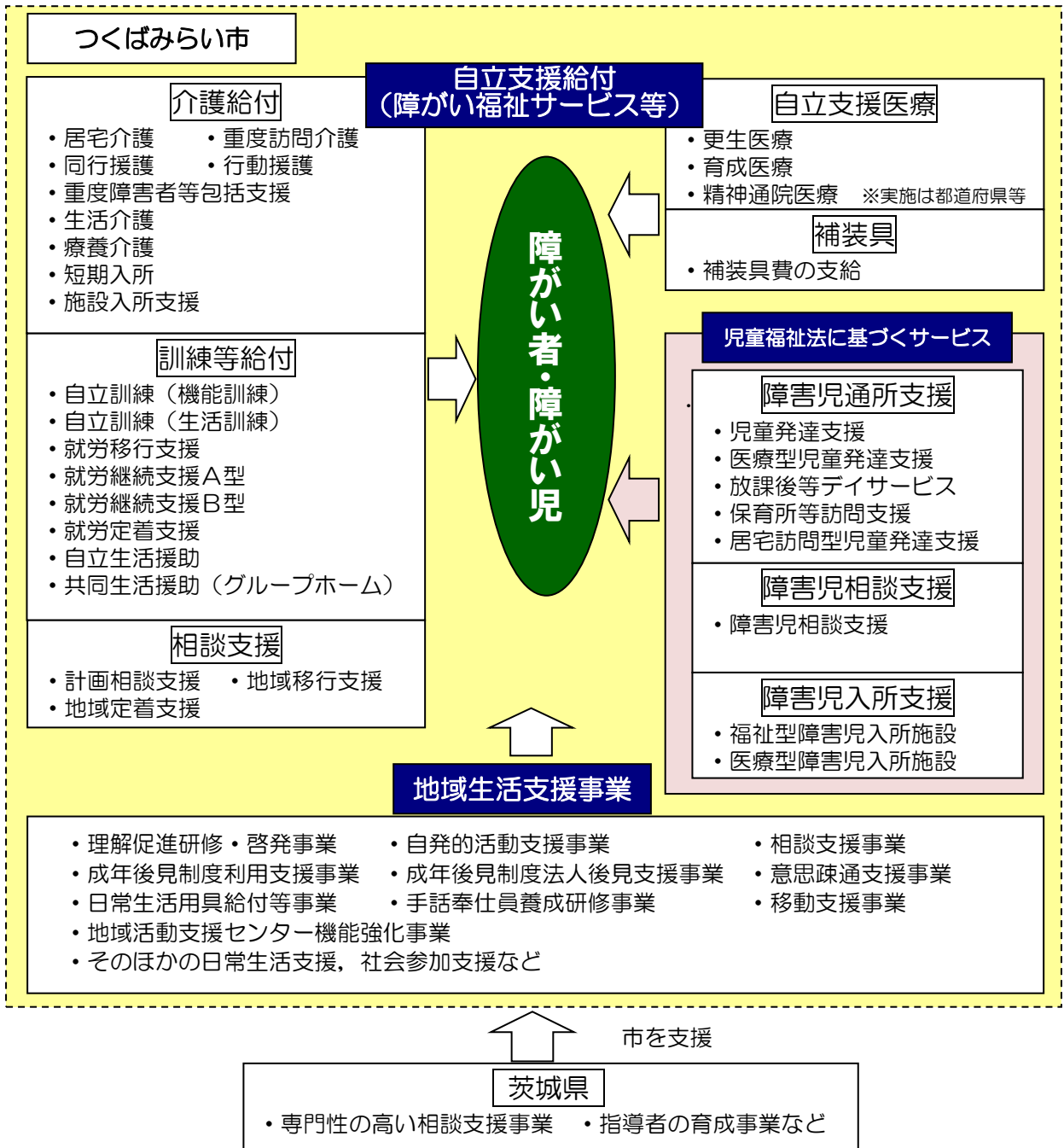
障がい者の地域における社会参加を促進するために、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援します。特に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成30年法律第47号）を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第49号）を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

2 サービス等の体系

障がい者及び障がい児を総合的に支援するサービスの全体像は次のとおりです。

【 障がい福祉サービス等の体系図 】



障害者総合支援法に基づき、障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえて個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」の提供、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な実施形態による「地域生活支援事業」の実施、「自立支援医療」・「補装具」の支給が行われます。また、障がい児に対しては、「児童福祉法に基づくサービス」が提供されます。

3 計画の具体的な目標

前計画では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、令和2年度までの成果目標を設定しました。新しい国の基本指針では、従来の5つの成果目標の一部見直しを含め7つの成果目標設定が求められています。本計画ではこれまでの実績と本市の実状を踏まえ、新たに令和5年度末までの数値目標を設定することとします。

新たな数値目標とそれに関する現状値は以下のとおりです。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

●国の基本方針

- 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。 ※継続入所者の数を除いて設定するものとする。

本市においては、平成30年度から令和元年度において施設から地域生活へ移行した人は3人です。

目標の達成に向けて、施設入所者に対する定期的な障がい支援区分の認定調査の際に、施設入所者の地域生活への移行の可能性について施設等と協議を行います。また、施設入所者の地域移行を進めるため、グループホーム等の居所確保と実情把握に努め、相談支援事業所や各種サービス提供事業所等と連携を図りながら、支援体制の整備を推進します。障がい福祉サービス等の社会資源の一層の充実を図り、地域移行後の生活支援に努めます。

区分	項目と考え方	数値
前回計画の実績	①令和元年度末までの地域生活移行者数(※1)	3人
	②令和元年度末現在の施設入所者削減数	1人
本計画の目標	①令和5年度末までの地域生活移行者数 令和元年度末の施設入所者(58人)のうち共同生活援助(グループホーム)や一般住宅等へ移行する見込者数。56人(継続入所者(※2)2人を除く)×6%	4人
	②令和5年度末の施設入所者削減数 令和元年度末の施設入所者(58人)の1.6%にあたる人数。56人(継続入所者2人を除く)×1.6%	1人

※1 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数

※2 継続入所者とは、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」という。)による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害者施設等(以下「旧指定施設等」という。)に入所していた者(18歳以上に限る。)であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所している者

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すことを基本とします。

区分	項目と考え方
前回計画の実績	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 国の基本指針に基づき、障がい者支援協議会において、専門部会を設け協議の場とします。包括ケア部会の設置（H30）
本計画の目標	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 国の基本指針に基づき、障がい者支援協議会において、専門部会を設け協議の場とします。包括ケア部会の継続・充実

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

●国の基本方針

○地域生活支援拠点等について、各市町村または各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討することを基本とする。

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者等の地域生活支援を推進する観点から、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような様々な支援が求められます。

また、障がい者等の住み慣れた地域での暮らしを担保し、自立を希望する人への支援を進めるため、自立等に関する相談や、緊急時の受け入れ態勢の確保、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、専門的人材の確保・養成、サービス拠点の整備や地域の体制づくりを行うなどの機能を担う体制が求められています。

こうした体制を実現するため、令和5年度末までに、地域生活支援拠点（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制を含む）について、本市に立地するグループホームや障がい者支援施設と調整のうえ、整備を行うことを目標とします。

区分	項目と考え方	
前回計画の実績	地域生活支援拠点の整備	未整備
本計画の目標	地域生活支援拠点等の確保・充実 国の基本指針に基づき、市または圏域において、1か所整備します。 また年1回以上運用状況を検証及び検討します。	整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

●国の基本方針

- 令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業(※1)については、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.30 倍以上とすることを基本とする。
- 就労継続支援 A 型事業(※2)については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね 1.26 倍以上、就労継続支援 B 型事業(※3)については概ね 1.23 倍以上を目指すこととする。

本市においては、平成30年度に9人、令和元年度に5人の移行実績があり、令和元年度の就労移行支援事業利用者数は24人となっています。

令和3年度からは、精神障がい者も法定雇用率の算定に組み込まれることから今後も一層の強化を図ります。

区分	項目	数値
前回計画の実績	①令和元年度の年間一般就労移行者数	5人
	②令和元年度末現在の就労移行支援事業利用者数	24人
	③令和元年における全就労移行支援事業所数に占める就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	0%
本計画の目標	①令和5年度の年間一般就労移行者数 国の基本指針に基づき令和元年度実績5人の1.27倍とします。	7人
	②令和5年度の就労移行支援事業から一般就労への移行者数 国の基本指針に基づき令和元年度実績3人の1.30倍とします。	4人
	③令和5年度の就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行者数 国の基本指針に基づき令和元年度実績1人の1.26倍とします。	2人
	④令和5年度の就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者数 国の基本指針に基づき令和元年度実績1人の1.23倍とします。	2人

※1 就労移行支援事業：一定期間（24か月以内）、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

※2 就労継続支援 A 型事業：通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者等に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練やその他の必要な支援を行います。

※3 就労継続支援 B 型事業：通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者等に、生産活動その他の活動機会の提供や、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

②就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

●国の基本方針

- 就労移行支援事業等(※)を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- 就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

前計画では、国の指針に基づき、平成30年度から新設された就労定着支援事業について、各年度における就労定着支援事業による支援開始から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本としていました。令和元年度の就労定着支援事業利用者は3人います。

本計画では、国の基本指針に基づき、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者(7人)のうち、7割が就労定着支援事業を利用することとし、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とします。

区分	項目	数値
前回計画の実績	①令和元年度の就労定着支援事業利用者数	3人
本計画の目標	①令和5年度の就労定着支援事業利用者数 国の基本指針に基づき、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者(7人)のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること	5人
	②令和5年度における全就労定着支援事業所数に占める 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	70.0%

※就労移行支援事業等：生活介護，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

①児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制及び保育所等訪問支援の充実

●国の基本方針

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- 令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

本市では、障がいのある子どもたちの健やかな成長を目指し、発達支援事業の1つとして保健福祉センターにおいて専門員による支援を展開しています。また、市内の保育所等へ臨床心理士が巡回し保育士、教諭等へ対象児の適切な対応や配慮について専門的知識を提供し、障がい児を受け入れている保育所等への援護に努めてきました。

本市では、子育て世代の転入に伴い、年少人口の増加傾向が見られることから、今後も支援体制を充実していく必要があります。一方、本市には児童発達支援センターが設置されておらず、今後の大きな課題となっています。

保育所等から小学校、中学校への個々の成長とともに切れ目のない支援が行えるよう、市と児童発達支援関連事業所等との協議を進め、圏域を含めた児童発達支援センターの設置を目標とします。

保育所等の訪問支援については、現状、臨床心理士が保育所等を巡回し、保育士及び教諭等が発達の気になる子どもたちに適正指導を行えるよう、相談や指導方法について助言する体制がありますので、その体制を活用しつつ、児童発達支援事業所等関連事業所との協議により訪問支援を利用できる体制を構築します。

区分	項目	
前回計画の実績	①児童発達支援センターの設置	未設置
	②保育所等訪問支援を利用できる体制	未構築
本計画の目標	①児童発達支援センターの設置	1カ所
	②保育所等訪問支援を利用できる体制	構築

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

●国の基本方針

- 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

本市には、児童発達支援事業所が3カ所、放課後等デイサービス事業所が5カ所あることから、これらの事業所との協議により重症心身障がい児を支援する事業所の確保について圏域での確保を含め検討します。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

●国の基本方針

- 令和5年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、本市では、平成30年度に保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場として障がい支援協議会に子ども子育て部会を設けました。

本計画では、障がい者支援協議会において、医療的ケア児を含めた地域での福祉における課題を抽出し解決に向けた協議を行い、さらなる支援の充実を図ることを基本とします。

(6) 相談支援体制の充実・強化等 新規

●国の基本方針

- 令和5年度末までに各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を行うことを基本とする。

①総合的・専門的な相談支援

基幹相談支援センターを設置し、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を継続することを基本とします。

②地域の相談支援体制の強化

相談支援事業者に対し、訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援及び地域の相談機関との連携強化の取り組みを継続することを基本とします。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 新規

●国の基本方針

- 県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要なとする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。
- 利用者が真に必要なとする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

茨城県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、その他の研修への市職員の参加に努めることを基本とします。

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用するとともに、事業所や関係自治体等との共有を図ることを基本とします。

第4章 障がい福祉サービス等の見込量と提供体制の確保

1 訪問系サービス

在宅生活を支援するサービスとして、「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」があります。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

【訪問系サービス一覧】

サービス名	給付の種類	内容
居宅介護	自立支援給付 (介護給付)	居宅において入浴、排せつ、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、通院などの移動介護を行うサービスです。
重度訪問介護※		常時介護を必要とする重度の肢体不自由障がい者を対象に、居宅等において、入浴、排せつ、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、外出時の移動介護などを総合的に行うサービスです。
同行援護		視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者を対象に、外出時において、当該障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ・食事の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護		知的障がいや精神障がいによって常に介助を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行います。
重度障害者等 包括支援		介護の必要性が著しく高い人に居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的にを行います。

※重度訪問介護は、日常的に同サービスを利用する最重度の障がい者のために、入院中の医療機関においても利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができるよう、訪問先が医療機関にまで拡大されました。

▼第6期の見込量

(1か月当たり, 上段:実利用者数, 下段:延利用時間数)

第5期の計画値・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅介護	51人 436時間	41人 442時間	54人 459時間	45人 407時間	56人 483時間	42人 360時間
重度訪問介護	1人 372時間	0人 0時間	1人 372時間	1人 266時間	1人 372時間	1人 499時間
同行援護	4人 15時間	3人 13時間	4人 15時間	4人 22時間	4人 15時間	1人 4時間
行動援護	2人 18時間	2人 14時間	2人 18時間	2人 17時間	2人 18時間	3人 19時間
重度障害者等包括支援	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
居宅介護	45人 405時間		45人 405時間		45人 405時間	
重度訪問介護	1人 534時間		1人 534時間		1人 534時間	
同行援護	5人 40時間		5人 40時間		5人 40時間	
行動援護	3人 19時間		3人 19時間		3人 19時間	
重度障害者等包括支援	0人 0時間		0人 0時間		0人 0時間	

※令和2年度の実績値は9月末までの数値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を考慮して算出しました。
- 今後も、サービス提供体制の確保と、利用者の希望に即した質の高いサービス提供の充実に努めます。
- 重度障害者等包括支援については、新規参入を検討する事業者に対して、サービス必要量等に関する情報提供を積極的に行い、事業者の参入を促します。
- サービス提供事業者に対しては、3障がいや難病の個々の障がいの特性等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。

2 日中活動系サービス

日中活動を支援するサービスとして、「生活介護」、「療養介護」、「短期入所」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型）」、「就労継続支援（B型）」に加え、前回計画では「就労定着支援」が新設されました。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

(1) 生活介護

給付の種類	内容
自立支援給付 (介護給付)	常に介護を必要とする人に、主に日中、障がい者支援施設などで食事や入浴、排せつなどの介護や生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (実利用者数) (延利用者数)	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	86人	88人	88人	96人	91人	101人
	1,674人	1,665人	1,725人	1,791人	1,777人	1,906人
第6期の見込み (実利用者数) (延利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	110人		115人		120人	
	2090人		2185人		2280人	

※令和2年度の実績値は9月末までの数値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえるとともに、今後も利用者が増えていくことが予想されるため増加傾向で算出しました。
- サービス利用が伸びていることから、今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

(2) 自立訓練（機能訓練）

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	地域生活を営む上で必要となる身体機能・生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間（18か月以内）行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (実利用者数) (延利用者数)	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	6人	7人	6人	5人	6人	2人
	61人	48人	61人	27人	61人	8人
第6期の見込み (実利用者数) (延利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		4人		4人		4人
		20人		20人		20人

※令和2年度の実績値は9月末までの数値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績の平均値を横ばいで算出しました。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。

(3) 自立訓練（生活訓練）

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間(24か月以内)行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (実利用者数) (延利用者数)	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	7人	4人	7人	5人	7人	6人
	92人	62人	92人	81人	92人	92人
第6期の見込み (実利用者数) (延利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	6人		6人		6人	
	96人		96人		96人	

※令和2年度の実績値は9月末までの数値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの自立訓練（生活訓練）と宿泊型自立訓練の現在の利用者数を踏まえて横ばいで算出しました。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。

(4) 就労移行支援

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	一定期間(24か月以内)、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (実利用者数) (延利用者数)	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	24人	11人	26人	15人	29人	13人
	414人	172人	451人	235人	489人	215人
第6期の見込み (実利用者数) (延利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	15人		15人		15人	
	235人		235人		235人	

※令和2年度の実績値は9月末までの数値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえて横ばいで算出しました。
- 今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- サービス利用後の就労先の確保が必要となることから、関係機関と連携を深め支援を図ります。

(5) 就労継続支援 (A 型)

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者等に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練やその他の必要な支援を行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (実利用者数) (延利用者数)	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	24人	12人	29人	13人	34人	20人
	454人	213人	548人	242人	642人	346人
第6期の見込み (実利用者数) (延利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	22人		24人		26人	
	396人		432人		468人	

※令和2年度の実績値は9月末までの数値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえるとともに、市内及び近隣市に事業所が増えていることから、今後も利用者が増えていくことが予想されるため増加傾向で算出しました。
- サービス利用が伸びていることから、今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。

(6) 就労継続支援 (B 型)

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者等に、生産活動その他の活動機会の提供や、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (実利用者数) (延利用者数)	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	86人	87人	92人	95人	97人	95人
	1,347人	1,309人	1,438人	1,373人	1,529人	1,341人
第6期の見込み (実利用者数) (延利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	100人		102人		104人	
	1,400人		1,428人		1,456人	

※令和2年度の実績値は9月末までの数値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえるとともに、市内及び近隣市に事業所が増えていることから、今後も利用者が増えていくことが予想されるため増加傾向で算出しました。
- サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。

(7) 就労定着支援

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	就労移行支援を利用して一般就労へ移行した者に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (実利用者数) (延利用者数)	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	12人	1人	13人	3人	14人	4人
	24人	1人	26人	3人	28人	4人
第6期の見込み (実利用者数) (延利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	4人		4人		5人	
	4人		4人		5人	

※令和2年度の実績値は9月末までの数値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえて横ばいで算出していますが、令和5年度については、本計画の目標を就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者7人のうち、7割が就労定着支援事業を利用するとしていたことから5人で算出しました。
- サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

(8) 療養介護

給付の種類	内容
自立支援給付 (介護給付)	医療と常時介護を必要とする方に、病院などの施設で医学的管理の下に、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の相談支援、機能訓練などを行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (実利用者数) (延利用者数)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	2人	1人	2人	1人	2人	1人
61人	34人	61人	31人	61人	31人	
第6期の見込み (実利用者数) (延利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1人		1人		1人	
	31人		31人		31人	

(1か月当たり)

令和2年度実績値は9月末までの数値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績、医療行為が必要な特殊なサービスであり、急な利用者増加は考えにくいことなどを踏まえて横ばいで算出しました。

(9) 短期入所（ショートステイ）

給付の種類	内容
自立支援給付 （介護給付）	居宅において介護者の疾病その他の理由で、施設への短期間の入所が必要な障がい者（児）に、食事や入浴、排せつの介護など日常生活上の支援を行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 （実利用者数） （延利用者数）	（1か月当たり）					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	13人	15人	15人	12人	16人	8人
	118日	183日	130日	120日	142日	92日
第6期の見込み （実利用者数） （延利用者数）	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		15人		18人		20人
		150人		180人		200人

※令和2年度の実績値は9月末までの数値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績は減少傾向となっていますが、市内に新しい事業所ができることから、今後は利用者が増えていくことが予想されるため増加傾向で算出しました。
- 今後も必要なサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

3 居住支援・施設系サービス

居住の場を支援するサービスとして、「共同生活援助（グループホーム）」、「施設入所支援」に加え、前回計画から「自立生活援助」が新設されました。

各サービスの内容と給付実績，見込量については次のとおりです。

(1) 自立生活援助

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で，一人暮らしを希望する者に対し，一定の期間にわたり，利用者の居宅への定期的な巡回訪問や随時の対応により，必要な助言や関係機関との連絡調整を行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (実利用者数)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1人	0人	2人	0人	3人	0人
第6期の見込み (実利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1人		1人		1人	

※令和2年度の実績値は9月末までの数値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については，平成30年度から始まった新しい事業で，これまで利用実績はありませんでしたが，1人の利用を想定し算出しました。
- サービスを持続的に提供できるよう，利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら，サービス提供体制の確保に努めます。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	日中は就労又は就労継続支援などの日中活動サービスを利用している障がい者に、共同生活の場を提供し、相談や日常生活上の援助を行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (実利用者数)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	50人	62人	52人	58人	55人	56人
第6期の見込み (実利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	61人		63人		65人	

※令和2年度の実績値は9月末までの数値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績は減少傾向となつていますが、市内にグループホームが新設されていることから、今後は利用者が増えていくことが予想されるため増加傾向で算出しました。
- 障がい者の地域生活への移行を促進するためには、知的障がいや精神障がいのある人の生活の場としてグループホーム等の整備が必要になります。今後も施設入所者や知的障がい、精神障がいのある人の意向を十分把握した上で、関係機関の協力を得ながら、利用者のニーズに応じた居住系サービスの確保を進めていきます。

(3) 施設入所支援

給付の種類	内容
自立支援給付 (介護給付)	夜間に介護が必要な人や自立訓練・就労移行支援を利用している障がいのある人で単身の生活が困難な方，通所が困難な方に夜間の居住の場を提供し，日常生活上の支援を行います。

▼第6期の見込み

第5期の 計画値・実績値 (実利用者数)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	59人	59人	58人	58人	57人	54人
第6期の見込み (実利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	56人		58人		57人	

※令和2年度の実績値は9月末までの数値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込み量については，平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえるとともに，市内に新しい入所施設ができることから，今後は利用者が増えていくことが予想されるため増加傾向ではありますが，令和5年度については，本計画の目標を令和元年度の施設入所者数58人から1人減としていることから57人で算出しました。

4 相談支援

(1) 計画相談支援

給付の種類	内容
計画相談支援給付	障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者に対し、サービス等利用計画案の作成、定期的なモニタリング、サービス事業者等との連絡調整を行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (実利用者数)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	275人	250人	300人	277人	325人	257人
第6期の見込み (実利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	282人		287人		292人	

※令和2年度の実績値は9月末までの数値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえるとともに、障がい福祉サービスの利用者が増加している状況から増加傾向で算出しました。
- 障がい福祉サービス等の利用者に対し、計画的な支援を図るため、相談支援事業所と連携し、必要なサービスの確保と充実に努めます。
- 支援を必要とする利用者に対し、サービスの利用調整・モニタリングなどの支援が適切に提供されるよう事業者に対して働きかけを行います。

(2) 地域相談支援 (①地域移行支援)

給付の種類	内容
地域相談支援給付	障がい者支援施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (実利用者数)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	0人	1人	0人	1人	1人	0人
第6期の見込み (実利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1人		1人		1人	

※令和2年度の実績値は9月末までの数値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成26年4月1日に施行された「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、精神科病院における退院促進のための取り組みが強化されたことから、毎年度一定数の利用があると見込みました。
- 精神科病院からの退院者等に対し、計画的な支援を図るため、相談支援事業所と連携し、必要なサービスの確保と充実に努めます。

(3) 地域相談支援 (②地域定着支援)

給付の種類	内容
地域相談支援給付	居宅において単身で生活する障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に相談などの対処を行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (実利用者数)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	0人	0人	0人	0人	1人	0人
第6期の見込み (実利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1人		1人		1人	

※令和2年度の実績値は9月末までの数値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成26年4月1日に施行された「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、精神科病院における退院促進のための取り組みが強化されたことから、毎年度一定数の利用があると見込みました。
- 計画的な支援を図るため、相談支援事業所と連携し、必要なサービスの確保と充実に努めます。

第5章 地域生活支援事業等の見込量と提供体制の確保

障がい者が自らの適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援するために、地域生活支援事業を実施します。

地域生活支援事業には「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」、「相談支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具支給等事業」、「手話奉仕員養成研修事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」等の「必須事業」と、市町村が任意に行うことができる「任意事業」、さらには市町村が地域の政策課題に対応するために実施する「地域生活支援促進事業」があります。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

1 地域支援事業 (①必須事業)

(1) 理解促進研修・啓発事業

内容
障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深める研修・啓発を行います。

▼第6期の見込量

第5期の計画・実績 (実施の有無)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
	有	有	有	有	有	有
第6期の見込み (実施の有無)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	有		有		有	

※令和2年度の実績は9月末現在

▶見込み量と確保のための方策

- 地域の住民等を対象に、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるため、研修会やイベントを開催します。
- 事業実施の形式については、毎年検討し、柔軟に対応します。

(2) 自発的活動支援事業

内容
障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

▼第6期の見込み

第5期の 計画・実績 (実施の有無)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
	有	有	有	有	有	有
第6期の見込み (実施の有無)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	有		有		有	

※令和2年度の実績は9月末現在

▶見込み量と確保のための方策

- 障がい者やその家族、地域の住民等による障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を営むための自発的な取り組みを支援します。

(3) 相談支援事業

内容
障がいのある人の自立した日常生活，社会生活を営むことを目的に福祉サービスの利用援助，権利擁護のために必要な援助を行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (実施か所数)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
障害者相談支援事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター	検討	無	検討	検討	有	検討
第6期の見込み (実施か所数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1か所		1か所		1か所	
	1か所		1か所		1か所	

※令和2年度の実績値は9月末までの数値

▶見込み量と確保のための方策

- 障害者相談支援事業については，指定特定相談支援事業所1か所に委託しており，障がいのある人からの相談に対応しています。身近なところでの相談体制を確保するため，相談支援事業所等と連携し，相談窓口のネットワーク化に努めます。
- 基幹相談支援センターについては，地域における相談支援の中核的な役割を担う機関が求められていることから，令和3年度に設置する予定です。

(4) 成年後見制度利用支援事業【成年後見制度利用促進基本計画】

内容
成年後見制度の申立てができない状態にある場合の市長申立てによる支援や、その必要経費または後見人の報酬の全部または一部を助成します。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (実利用者数)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1人	1人	1人	2人	2人	2人
第6期の見込み (実利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	3人		3人		4人	

※令和2年度の実績値は9月末までの数値

▶見込み量と確保のための方策

- 見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえるとともに、障がい者の介護者の高齢化等に伴い、今後は成年後見が必要な障がい者が増加すると考えられることから増加傾向で算出しました。
- 障がいのある人の「親亡き後」のことを考え、地域包括支援センターや高齢者福祉部門等と連携し、成年後見制度の普及、利用促進に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業【成年後見制度利用促進基本計画】

内容
成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

▶確保のための方策

- 本計画期間中に成年後見センターを設置し、法人後見活動の安定的な実施のための組織体制の整備を検討します。

◆成年後見制度利用促進基本計画の取り組み◆

【趣旨】

国では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律を施行し、これまでの取組に加え、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図るとしています。また、利用促進法において、県や市町村に対して、制度の利用を促進する体制として、地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されました。本市では、生活に密接に関わる成年後見制度についての施策を進めるため、本計画と成年後見制度利用促進基本計画を一体的に策定し、取り組むものです。

【今後の方策】

- 今後、成年後見制度の利用や普及を進めていくため、令和5年度までに地域連携ネットワーク（協議会）を立ち上げます。
- 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進め、不正防止の徹底と利用しやすいさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備します。
- 成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修の実施、法人後見活動の安定的な実施のための組織体制や専門職による支援体制の構築などについて検討していきます。
- 制度の啓発や担い手の育成のための研修等の実施や成年後見制度の周知等の啓発についても強化していく必要があるため、制度の啓発や担い手の育成のための研修会を実施します。

【参考】 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抄）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(6) 意思疎通支援事業

事業名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚及び音声又は言語機能に障がいのある人の依頼に応じて、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を設置して、聴覚障がいのある人の意思疎通を支援するものです。

▼第6期の見込み

		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
第 5 期の 計画値・実績値	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (実利用者数)	5 人	4 人	5 人	2 人	6 人	0 人
	手話通訳者設置事業 (実施の有無)	無	無	無	無	検討	無
		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
第 6 期の見込み	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (実利用者数)	4 人		4 人		4 人	
	手話通訳者設置事業 (実施の有無)	無		無		検討	

※令和 2 年度の実績値は 9 月末までの数値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込みについては、平成 30 年度から令和 2 年度までの利用実績を踏まえつつ、利用対象者を考慮した数値を横ばいで算出しました。
- 手話通訳者・要約筆記者の派遣については、派遣機関と連携し、引き続き利用者のニーズに沿った適切なサービス提供体制の確保に努めます。
- 手話通訳者設置事業については、手話通訳者等の人材の恒常的な配置は難しいことから、派遣事業を通じた意思疎通のためのサービス確保を図ります。

(7) 日常生活用具支給等事業

用具種別	内容例
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車や電気式たん吸引器、盲人用体温計など在宅療養を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置など情報収集や情報伝達、意思疎通などを支援する用具
排せつ管理支援用具	ストマ装具など排せつ管理を支援する用具

▼第6期の見込量

第5期の 計画値 ・ 実績値		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
第5期の 計画値 ・ 実績値	介護・訓練支援用具	1件	4件	1件	0件	1件	0件
	自立生活支援用具	6件	2件	6件	3件	6件	3件
	在宅療養等支援用具	8件	2件	8件	3件	8件	3件
	情報・意思疎通支援用具	5件	3件	5件	2件	5件	1件
	排せつ管理支援用具	1,000件	877件	1,000件	867件	1,000件	627件
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1件	2件	1件	1件	1件	1件
第6期の 見込み		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	介護・訓練支援用具	1件		1件		1件	
	自立生活支援用具	6件		6件		6件	
	在宅療養等支援用具	8件		8件		8件	
	情報・意思疎通支援用具	5件		5件		5件	
	排せつ管理支援用具	900件		900件		900件	
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	2件		2件		2件		

※令和2年度の実績値は9月末までの数値

▶見込み量と確保のための方策

- 日常生活用具が必要な障がい者（児）への事業内容の周知を図るとともに、用具がスムーズに提供できるよう、事業者をはじめ関係者に働きかけサービス提供の確保に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

内容
意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話言語を習得した者を養成します。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (研修修了者数)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	25人	23人	25人	9人	25人	中止
第6期の見込み (研修修了者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	15人		15人		15人	

※令和2年度の実績値は9月末までの数値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和元年度までの利用実績を踏まえた数値を横ばいで算出しました。
- 社会福祉協議会への委託事業として手話奉仕員養成研修を行っています。
- 事業をより一層推進し、ボランティア等への登録者の増加を図れるよう事業を継続しながら、受講者の確保に努めます。

(9) 移動支援事業

内容
屋外での移動に困難がある障がいのある人に対し、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (実利用者数) (延利用時間数)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	12人 493時間	16人 600時間	14人 580時間	13人 530時間	16人 667時間	4人 83時間
第6期の見込み (実利用者数) (延利用時間数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	14人 574時間		15人 615時間		16人 656時間	

※令和2年度の実績値は9月末までの数値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績は減少傾向となつていますが、今後は利用者が増えていくことが予想されるため増加傾向で算出しました。
- 市内及び近隣市にサービス提供事業者が少なく、提供量に制約があることから、利用者数は伸びていません。潜在的なニーズが想定されることから、市内の既存事業者を中心に事業展開を働きかけるなど、サービス供給量の確保に努めます。

(10) 地域活動支援センター

類型	内容
I 型	専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉や地域の社会基盤との調整、地域におけるボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る普及啓発などを行います。
II 型	地域での就労が困難な在宅の障がいのある人に、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを行います。
III 型	創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図り、地域の実情に応じた支援を行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 実施か所 (実利用者数)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
I 型	1(12人)	1(7人)	1(12人)	1(8人)	1(12人)	1(8人)
II 型	1(16人)	1(13人)	1(16人)	1(18人)	1(16人)	1(18人)
III 型	2(70人)	2(52人)	2(70人)	1(47人)	2(70人)	1(46人)
第6期の見込み 実施か所 (実利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	I 型	1(8人)	1(8人)	1(8人)	1(8人)	1(8人)
	II 型	1(18人)	1(18人)	1(18人)	1(18人)	1(18人)
III 型	1(46人)	1(46人)	1(46人)	1(46人)	1(46人)	1(46人)

※令和2年度の実績値は9月末までの数値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえた数値を横ばいで算出しました。
- 現在I型が1か所、II型が1か所、III型1か所で、すべて委託事業として事業を実施しています。利用状況はおおむね見込み通りとなっており、障がいのある人の居場所として重要な役割を果たしています。
- 委託事業者との連携を密にし、利用者が気軽に利用できるよう、活動内容の充実に努めます。また、広く情報提供を行い、障がいのある人の居場所づくりを促進します。

2 地域支援事業 (②任意事業)

(1) 訪問入浴サービス

内容
地域における身体障がい者等の生活を支援するため、自宅や通所施設での入浴が困難な障がい者等に対して訪問入浴サービスを実施します。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (実利用者数)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	3人	3人	3人	4人	3人	4人
第6期の見込み (実利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	4人		4人		4人	

※令和2年度の実績値は9月末までの数値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえた数値を横ばいで算出しました。
- 訪問入浴サービス事業については、障がいのある人及びその家族の負担を軽減するため、継続して安定的なサービスの提供を図ります。

(2) 日中一時支援事業

内容
在宅障がい者（児）を一時的に預かることで、日中活動の場を提供し、家族の就労支援及び一時的な休息を図ります。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (実利用者数) (延利用者数)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	24人	27人	25人	32人	26人	25人
	937人	1,286人	976人	1,645人	1,015人	926人
第6期の見込み (実利用者数) (延利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		35人		37人		40人
		1,750人		1,850人		2,000人

※令和2年度の実績値は9月末までの数値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえて増加傾向で算出しました。
- 障がいのある人を抱える家族の負担軽減のため、今後も委託事業者との連携を密にした継続利用及び新規参入事業者の拡大に努め、適切なサービス確保を図ります。

(3) 社会参加支援事業

事業名	内容
スポーツ大会の開催	障がいのある人の体力増強, 交流及び余暇等に資するため, 障がい者スポーツ大会を開催し, 障がいのある人がスポーツに触れる機会等を提供します。※県南地域の他市町村と合同開催
自動車運転免許取得助成事業・自動車改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用を一部助成します。

▼第6期の見込み

第5期の計画値・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
スポーツ大会の開催	1回	1回	1回	1回	1回	中止
自動車運転免許取得助成事業・ 自動車改造助成事業 (実利用者数)	2人	4人	2人	0人	2人	0人
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
スポーツ大会の開催	1回		1回		1回	
自動車運転免許取得助成事業・ 自動車改造助成事業 (実利用者数)	2人		2人		2人	

令和2年度の実績値は9月末までの数値

▶見込み量と確保のための方策

- 社会参加支援事業としては, 地域障がい者スポーツ大会を県南地域の他市町村と合同で開催しています。今後もスポーツ大会を継続するとともに, 障がい者スポーツの周知に努めます。
- 自動車運転免許取得・改造助成事業については, 年間2人の利用を見込みました。

第6章 障害児通所支援等の見込量と提供体制の確保

従来、障がい児を対象とした施設・事業は、施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法に基づき実施されてきましたが、平成24年4月以降、改正法施行に伴い児童福祉法に根拠規定が一本化され、障がい種別に分かれていた施設体系については、通所・入所の利用形態の別により、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・医療型児童発達支援）と障害児入所支援（福祉型・医療型）に一元化されました。

市町村が計画する必要がある障害児通所支援について、各サービスの内容と今後の事業量の見込みは次のとおりです。

1 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

内容
療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練，その他必要な支援を行います。

▼第2期の見込量

第1期の 計画値・実績値 (実利用者数) (延利用者数)	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	13人	33人	14人	44人	15人	29人
	79人	158人	85人	215人	91人	158人
第2期の見込み (実利用者数) (延利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	40人		40人		40人	
	200人		200人		200人	

※令和2年度の実績値は9月末までの数値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までは計画値を大きく超えた利用実績となっていますが、今後は横ばいの推移となることが予想できるため、一人あたりの利用時間の実績を考慮し算出しました。

(2) 医療型児童発達支援

内容
<p>肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行います。</p>

▼第2期の見込量

(1か月当たり)

第1期の 計画値・実績値 (実利用者数) (延利用者数)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	0人	0人	0人	0人	1人	0人
	0人	0人	0人	0人	2人	0人
第2期の見込み (実利用者数) (延利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		0人		0人		1人
		0人		0人		2人

※令和2年度の実績値は9月末までの数値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、計画期間中において利用する児童がいることを想定し、令和5年度以降の数値を算出しました。
- 保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。

(3) 放課後等デイサービス

内容
放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練，創作的活動，作業活動，地域交流の機会の提供，余暇の提供等を行い，自立を促進します。

▼第2期の見込み

第1期の 計画値・実績値 (実利用者数) (延利用者数)	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	93人	102人	121人	129人	149人	131人
	715人	725人	930人	925人	1145人	940人
第2期の見込み (実利用者数) (延利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		140人		150人		160人
		980人		1050人		1120人

※令和2年度の実績値は9月末までの数値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込みについては、平成30年度から令和2年度までの利用実績の伸びや市内及び近隣市の事業所の増加により、今後も大きくニーズがあることが予想されるため増加傾向で算出しました。
- 関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。
- 保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。

(4) 保育所等訪問支援

内容
保育所等を利用する障がい児が、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行います。

※サービスの対象が乳児院や児童養護施設に入所している障がい児にも拡大され、障がい児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障がい児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができるようになりました。

▼第2期の見込量

第1期の 計画値・実績値 (実利用者数) (延利用者数)	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	0人	0人	0人	0人	1人	0人
	0人	0人	0人	0人	2人	0人
第2期の見込み (実利用者数) (延利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		0人		0人		1人
		0人		0人		2人

※令和2年度の実績値は9月末までの数値

▶見込み量と確保のための方策

- 本市では、発達支援事業の1つとして保健福祉センターにおいて専門員による支援を展開しています。また、地域の保育所等を臨床心理士が巡回し、保育士、教諭等へ対象児の適切な対応や配慮について専門的知識を提供し、障がい児を受け入れている保育所等への支援に努めています。保育所等訪問支援については、本計画中に児童発達支援事業所等関連事業所との協議により訪問支援を利用できる体制を構築します。
- サービス見込量については、本計画期間中において市内の既存の児童発達支援事業所等関連事業所との協議によりサービス提供を開始することを想定し、令和5年度以降の数値を算出しました。
- 保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

内容
重症心身障がいなどの重度の障がい児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

▼第2期の見込量

第1期の 計画値・実績値 (実利用者数) (延利用者数)	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	0人	0人	0人	0人	1人	0人
	0人	0人	0人	0人	6人	0人
第2期の見込み (実利用者数) (延利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		0人		0人		1人
		0人		0人		4人

※令和2年度の実績値は9月末までの数値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、計画期間中において居宅訪問型保育の利用者や未就学児での訪問看護利用者等がいることを想定し、令和5年度以降の数値を算出しました。
- 保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。

2 障害児相談支援

内容

障害児通所支援を利用するすべての障がい児に対し、障害児支援利用計画案の作成、定期的なモニタリング、サービス事業者等との連絡調整を行います。

▼第2期の見込み

第1期の 計画値・実績値 (実利用者数)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	63人	66人	75人	92人	88人	78人
第2期の見込み (実利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	110人		120人		130人	

※令和2年度の実績値は9月末までの数値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込み量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえるとともに、今後も利用者が増えていくことが予想されるため増加傾向で算出しました。

第7章 計画の推進体制

1 連携体制

(1) 庁内組織との連携

庁内においては、社会福祉課を中心に、障がい者の健康・生きがいづくり、保健、医療、生涯学習、まちづくりなどを担う関係各課による横断的な連携体制を強化し、本市の地域の実情に合った施策を企画・展開していきます。

(2) 関係機関、事業所との連携

これまでの行政サービスや障がい福祉サービスだけでは、障がい者の自立や利用者本位によるサービス提供、家族等への支援など困難な部分もあります。

障がい者や家族が地域で生活することへの安心感を高めるためには、障がい者団体やボランティア団体による活動、NPO活動、そして多くの地域住民の理解と協力を促進し、きめ細やかなサービス提供や情報提供体制を確立する必要があります。

障がいサービス事業者が適正な運営とサービスの質の向上を図るよう、指導、助言等を行い、事業者の取り組みを支援していきます。

また、多様化・高度化するニーズに適切に対応するために、障がい福祉に関わる職員の知識及び資質の向上に努めます。

(3) 地域住民等との連携

地域住民、ボランティア、福祉関係団体、サービス事業者、医療機関等と行政とが、それぞれの役割を果たしながら協力し、障がい者が地域で安心して生活できる地域包括ケアシステムの実現をめざします。

特に成果目標の達成に向けて、医療的ケア児への対応を含めた子ども子育て部会、精神障がい者も含めた地域包括ケアシステムを検討するための包括ケア部会等を実施し、より具体化を図ります。

また、地域の将来を担う子どもたちが福祉について正しく理解するための福祉教育や、地域の人々が福祉に対する意識を高め、福祉活動に積極的に参画するように、地域福祉の理念に基づき、地域全体で福祉を支えていく仕組みの構築を目指します。

2 計画の推進（点検・評価）

計画をより具体的なものとするため、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するために、実施状況等の点検が不可欠となります。

計画の進行管理は、社会福祉課が中心となり、計画の進捗状況の把握・点検と目標達成状況の評価を行い、取り組みの改善につなげていきます。計画に基づく障がい者施策の推進にあたっては、様々な社会状況などを踏まえながら、「PLAN（計画）→DO（実行）→CHECK（評価）→ACTION（改善）」を行うことにより目標の実現を目指していきます。

評価については、事業の実績や指標などを用いて評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。その後、計画期間の最終年度において、総括的な最終評価を行います。

